

各位

東京都千代田区麹町三丁目2番4号
 会社名 株式会社スリー・ディー・マトリックス
 代表者名 代表取締役社長 岡田 淳
 (コード番号: 7777)
 問合せ先 取締役 新井 友行
 電話番号 03 (3511) 3440

第三者割当による第7回無担保転換社債型新株予約権付社債 及び第34回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ

当社は、2023年2月28日付の取締役会決議において、第三者割当により、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」といいます。）及び第34回新株予約権（以下「本新株予約権」といい、本新株予約権付社債及び本新株予約権をあわせて、個別に又は総称して、「本新規募集証券」といいます。）を発行すること、並びに金融商品取引法による届出の効力発生を買取りの条件とする本新規募集証券に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を本日付で締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、かかる本新規募集証券の発行による資金調達を総称して「本資金調達」といいます。）。

本資金調達は為替変動やインフレ等の外部環境の変化や業績への影響等に対応する目的で実施するもので、本新規募集証券についてはCVI Investments, Inc.（以下「割当予定先」といいます。）に割り当てます。

割当予定先はHeights Capital Management, Inc.により運用されており、同社は、世界最大級の金融コングロマリットであるSusquehanna International Groupに属しており、グループとして100件を超えるバイオテクノロジーへの投資及び資産運用の実績があります。グローバルな投資経験も豊富であり、投資先と良好な関係を構築しながら中長期的に投資先を育成していく方針の投資家です。

1. 募集の概要

<本新株予約権付社債発行の概要>

(1) 払込期日	2023年3月16日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 各社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額金500,000,000円 （各社債の額面金額100円につき金100円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	2,092,050株 上記潜在株式数は、当初転換価額である239円で転換された場合における最大交付株式数です。 上限転換価額は定めておりませんが、下記「(6) 転換価額及びその修正条件」記載のとおり、転換価額は下方にのみ修正され、当初転換価額を上回る価額には修正されないため、実質的に当初転換価額が上限転換価額となります。 下限転換価額は133円ですが、下限転換価額における潜在株式数は3,759,398株です。
(5) 調達資金の額	500,000,000円
(6) 転換価額及びその修正条件	当初転換価額239円 本新株予約権付社債の転換価額は、2023年9月16日、2024年3月16日、2024年9月16日、2025年3月16日、2025

	<p>年9月16日、2026年3月16日、2026年9月16日及び2027年3月16日（以下、個別に又は総称して「CB修正日」といいます。）において、当該CB修正日に先立つ15連続取引日において株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額（1円未満の端数切り上げ）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「CB修正日価額」といいます。）が、当該CB修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、当該CB修正日以降、当該CB修正日価額に修正されます。但し、CB修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とします。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8) 割当予定先	CVI Investments, Inc.
(9) 利率及び償還期日	利率：年率2.0% 償還期日：2027年3月24日
(10) 償還価額	額面100円につき100円
(11) その他	<p>本買取契約において、以下の内容が定められています。</p> <p>(1) 本新株予約権付社債の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること ② 本新規募集証券の発行につき、差止命令等がなされていないこと ③ 当社株式が上場廃止となっていないこと ④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと ⑤ 当社が割当予定先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと <p>(2) 各CB修正日（営業日ではない場合には翌営業日（以下、本「(11) その他」において同じ。）において、上記(1)③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が下限転換価額を上回ることを条件として、割当予定先は、本社債のうち、5個又は残存する本社債の個数のうちいずれか少ない個数（以下「本対象部分」といいます。）を、当社普通株式に転換するものとする。但し、割当予定先は、当該CB修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる転換の全部又は一部を、次回以降のCB修正日に繰り延べることができる。なお、最終のCB修正日において、上記(1)③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が下限転換価額を上回ることを条件として、割当予定先は、かかる繰り延べられた本対象部分及び残存する本社債の総額を、当社普通株式に転換するものとする（但し、かかる最終のCB修正日における転換は、割当予定先の当該時点における議決権比率が9.9%を超えない範囲で行われる。）。</p> <p>(3) 各CB修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、当社は、本対象部分を、各社債の金額100円につき100円と未払利息の合計額を0.9</p>

	<p>で除した金額で償還しなければならない。但し、割当予定先は、当該 CB 修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる償還の全部又は一部を、次回以降の CB 修正日に繰り延べることができる。</p> <p>(4) 当社が本買取契約に定める取引（当社による総資産額の 50% 超の資産等の処分等）を行い、かつ割当予定先が当社に償還を要求した場合又は当社に本買取契約に定める事由（当社が発行する株式の上場廃止等）が発生した場合等においては、当社は残存する本新株予約権付社債の全てを各社債の金額 100 円につき 100 円と未払利息の合計額の 125% に相当する金額又は本買取契約に定める方法により算定される時価のうちいずれか高い方の金額で償還するものとする。</p> <p>(5) 本新株予約権付社債の譲渡（但し、割当予定先における管理コスト削減の観点で、Bank of America、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。）には、当社取締役会の承認が必要である。なお、譲渡された場合でも、割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。</p> <p>また、本買取契約においては、下記「7. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められています。</p>
--	---

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	2023 年 3 月 16 日
(2) 発行新株予約権数	40,000 個
(3) 発行 価 額	8,760,000円（本新株予約権 1 個当たり 219 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数: 合計 4,000,000 株（本新株予約権 1 個につき 100 株） 本新株予約権の上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は 133 円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は変動しません。
(5) 調達資金の額	964,760,000円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額：239 円 本新株予約権の行使価額は、2023 年 3 月 17 日を初回の修正日とし、その後毎週金曜日（以下、個別に又は総称して「新株予約権修正日」といいます。）に、当該新株予約権修正日に先立つ 15 連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の 90% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「新株予約権修正日価額」といいます。）が、当該新株予約権修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該新株予約権修正日以降、当該新株予約権修正日価額に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額（本新株予約権の発行要項第 11 項第 (3) 号、第 (4) 号及び第 (9) 号の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。
(7) 行使請求期間	2023 年 3 月 17 日から 2023 年 7 月 18 日まで
(8) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(9) 割 当 予 定 先	CVI Investments, Inc.

<p>(10) 譲渡制限及び行使数量制限の内容</p>	<p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本買取契約において、本新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められています。</p> <p>当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が 2023 年 3 月 16 日における当社上場株式数の 10% を超えることとなる場合における当該 10% を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。</p> <p>割当予定先は、前記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行うことができません。</p> <p>また、割当予定先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。</p>
<p>(11) その他</p>	<p>本買取契約において、以下の内容が定められています。</p> <p>(1) 上記割当予定先への割当てを予定する本新株予約権の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること ② 本新規募集証券の発行につき、差止命令等がなされていないこと ③ 当社株式が上場廃止となっていないこと ④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと ⑤ 当社が割当予定先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと <p>(2) 本新株予約権の譲渡（但し、割当予定先における管理コスト削減の観点で、Bank of America、J. P. Morgan 及び Goldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。）には、当社取締役会の承認を必要とする。なお、譲渡された場合でも、割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。</p> <p>また、本買取契約においては、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」及び「7. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」に記載しておりますとおり、本新株予約権の買取りに係る条項及びロックアップに係る条項が定められています。</p>

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、下記「<資金調達の目的>」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしましたが、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由 (他の資

金調達方法との比較)」に記載のとおり、公募増資や MSCB 等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、割当予定先との間で協議を進めてきた本資金調達は、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由 (本資金調達の特徴)」に記載のメリットがあることから、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由 (本資金調達の特徴)」に記載の留意点に鑑みても、本資金調達が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本資金調達を行おうとするものであります。

<資金調達の目的>

当社グループは、米国マサチューセッツ工科大学発のバイオベンチャー企業で自己組織化ペプチド技術を基盤技術として、外科領域、再生医療領域、ドラッグ・デリバリー・システム(※1) (以下「DDS」といいます。) 領域における医療機器等の研究開発を行っております。現在、当社グループは、外科領域、再生医療領域及び DDS 領域の各領域でパイプラインを有しており、当該パイプラインをグローバルに上市して製品販売による収益の拡大を目指しております。

現在、当社グループの主要パイプラインの1つである医療機器の止血材に関して、欧州では2014年1月にCEマーキング(※2)の認証を取得し、EU加盟国を中心にCEマーキング適用圏であるアジア、オセアニアで製品販売を開始しております。米国では2019年4月に米国FDAより承認取得をした耳鼻咽喉科領域向け癒着防止兼止血材を直販体制で販売を開始し、2021年6月に米国FDAより承認取得した消化器内視鏡領域の止血材を直販体制で販売開始しております。また日本でも2020年7月に厚生労働省より製造販売承認を取得し、2021年12月に保険収載となった消化器内視鏡領域の止血材を米国同様の直販体制で販売開始いたしました。

欧州では、消化器内視鏡領域においてはFUJIFILM Europe B.V.との販売提携に関して、当期下期からは欧州最大市場であるドイツの販売を同社が担うことになり、新たにFUJIFILM Europe B.V.の下で営業活動を進めてまいります。欧州その他地域の活動ですが、成長のベースとなるKey Opinion Leader (KOL)の獲得が進み、マセグメントを狙った「面」での営業が可能となっており、成長のスピードがもう一段進むことを見込んでおります。また前期より心臓血管外科領域及び耳鼻咽喉科領域でも製品販売を開始しております。第2四半期における製品販売は、491,162千円となりました。

オーストラリアでは、前期はオミクロン株の蔓延により政府が不要不急の手術停止を発表し、一時的に販売活動が滞りましたが、2023年4月期には停止した手術が回復することを見込んでおります。第2四半期における製品販売は、216,638千円となり前年同期比12.9%減となりました。

日本では、前期より消化器内視鏡領域の止血材の直販体制による販売を開始しておりますが、当期も引き続き強い引合いを頂いている状況です。2022年12月には新たに消化器内視鏡領域の粘膜隆起材が保険適用となり、顧客となる医師は既に販売中の止血材と同じであるため、止血材販売時のフックとし、止血材販売拡大にも貢献すべくクロスセルでの国内販売を予定しております。第2四半期における製品販売は、164,540千円となりました。

米国では、耳鼻咽喉科領域の癒着防止兼止血材の販売に加えて、当期より消化器内視鏡領域の止血材の販売が開始されました。消化器内視鏡領域の止血材の立ち上がりは計画通りで、高い製品価格が利益に貢献しております。一方、癒着防止兼止血材の販売は計画に遅れが生じているため、耳鼻咽喉科領域から消化器内視鏡領域への営業リソースシフトも検討し、施設を深耕していくことで販売拡大を予定しております。第2四半期における製品販売は、101,781千円となりました。

今後、日本及び世界最大のマーケットである米国での販売拡大は将来の企業価値向上を達成するためには必須であり、そのために各エリアでの営業体制構築及び販売・マーケティング活動を進め、既存顧客への販売数量を増やし、新規顧客を獲得していくことが必要であります。

一方、当社グループは、2019年7月26日付で提出した第15期有価証券報告書において、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると認識するに至り、その旨を注記し、その後、2022年7月28日付で提出した第18期有価証券報告書においても継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している旨の注記を行っております。当該状況を解消するために事業収益の確保や粗利改善、販管費等の費用の圧縮による収益構造の改善に努めておりますが、2023年4月期第2四半期決算においても、現預金残高は2,414百万円、営業損失1,632百万円、経常損失356百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失380百万円を計上しており、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が継続しております。また業績予想の下方修正を行ったことにより、2023年4月期通期の見通しにつきましては、当初計画(事業収益:3,652百万円、営業損失:1,694百万円、経常損失:1,664百万円)に対し、事業収益:2,321百万円、営業損失:3,083百万円、経常損失:2,649

百万円を予定しております。

このような状況の改善に向けて、原価低減の施策により、製品原価率は2021年4月期に70%程度でしたが、2022年4月期には56%となりました。当期には45%程度とさらなる改善を見込んでおり、粗利改善に一定の目途が立ったことから、製品の安定供給に向けたペプチド原材料の確保、製造先の確保、製品売上の拡大、この課題や目標を達成していくことにより、収益構造の改善が見えてきました。

ペプチド原材料の確保に関しては、今後の売上拡大に加え、各医療機関より安定供給が求められていることから、充分な量の製品在庫を確保する必要があります。ペプチド製造先のキャパシティは十分に確保しておりますが、そのためには必要相当量の原材料を遅滞なく確保することが必須です。

また製造先の確保に関しては、2020年7月に日本国内の独占販売権許諾契約先かつ国内外の製造委託契約先であった扶桑薬品工業株式会社より、各契約に関して一旦は解除通知を受領したものの、扶桑薬品工業株式会社と2020年12月に新たな製造委託先への移行までに必要と想定される製造量についての製品製造に関する合意書を締結、その後、2022年6月に中長期的な製品製造の継続に関する合意書を締結する等、製品の長期安定供給に向けた体制を整備してきました。これに加えて、2021年12月に新たに欧州地域で製品製造を手掛けるPharmpur社と中長期的な製造委託契約を締結し、複数社での製品供給の体制も整備が進んでおります。

製品売上の予測に関しては、当期以降は新型コロナウイルス感染症の影響による不要不急の手術の延期も一定程度は収束していく見通しであることから販売ペースの拡大を見込んでおります。現在の主力市場である欧州やオーストラリアに加え、日本と米国で製品販売を開始したことから販売エリアも拡大しており、2023年4月期の事業収益は前年同期比54.1%増の見込みです。今後も引き続き、各エリアでの販売・マーケティング活動により既存顧客への販売数量を増やすこと及び新規顧客を獲得していくことが必要であり、直販の営業人員を確保してまいります。欧州の直販体制では採用人員が期待した営業力を発揮出来ず全面的な入れ替えが必要になりましたが、その分を除き来期に向けてグループ全体で15名程度増員することが売上拡大に重要となります。

そのため、前回2022年9月30日に発行決議し有価証券届出書を提出した際、営業黒字化までの事業収益確保に向けた資金調達を実施いたしました。その後、事業進捗や外部環境等において以下の変化が生じており、今回の資金調達の必要性が出てまいりました。

1点目に、外部環境の変化に伴う事業への影響が生じております。当社グループは欧州、米国、オセアニア等の海外拠点を有しており人員構成も約7割が海外となっておりますが、前回9月末時点で為替は対米ドル144円、対ユーロ141円であったものの、急激な為替変動（円安ドル高、円安ユーロ高等）により、10月に入り対米ドル150円、対ユーロ147円となるなど海外事業の事業運営費が増加したことに加え、インフレにより国内外の販管費が増加しております。それに加え、サプライチェーンの逼迫による原材料を含めた資材等の調達を前倒して実施する必要が生じており、特にペプチド原材料は米ドル建て購入のため、購入価格が上昇いたしました。そのため、足元ではやや円高に振れて対米ドル134円、対ユーロ143円となっているものの、インフレ解消も不透明な中、当面は円安基調である想定をしております。営業キャッシュ・フロー上では前回9月末時点の為替水準（対米ドル144円、対ユーロ141円）をベストケースとしておりましたが、昨年10月の最円安の為替水準（対米ドル150円、対ユーロ147円）をワーストケースに備えておく必要があると考えております。一方で将来の企業価値の向上に向けた販売体制の維持や拡大等の投資は継続していくことから、早期に資金を確保する必要が生じております。

2点目に、業績予想の下方修正を行ったことによる想定営業キャッシュ・フローへの影響が生じております。当初の当期売上計画に比して製品販売が想定より進まないことを主要因として、2023年2月22日に当期の業績予想を下方修正いたしました。修正後の当期予想は、主に対米ドル134円、対ユーロ143円の為替レートの下、事業収益2,321百万円（欧州：1,110百万円、オーストラリア：427百万円、日本：455百万円、米国：306百万円、その他：23百万円）を見込み、前年同期比54.1%増となるものの、業績予想比では36.4%減と売上額が減少する予定で、為替による事業運営費の増加も伴い、営業利益ベースでも当初想定を下回る状況となりました。今回の業績予想の下方修正によって、来期以降の事業計画及び販売計画や営業キャッシュ・フロー計画の見直しが必要となります。特に来期の売上計画を精査する必要が生じておりますが、この度の業績予想の下方修正による影響は大きいものと考えており、来期の営業黒字化は流動的な状況であると認識していることから、営業キャッシュ・フローの改善に遅れが生じると考えております。

3点目は、既発行の新株予約権（第31回分、第33回分）の行使が進まないことによる影響です。前回の資金調達で第6回新株予約権付社債（2,050百万円）と第33回新株予約権（2,059百万円）の発

行を行い合計約 40 億円の調達を予定しておりましたが、その内、第 33 回新株予約権は行使価額 371 円と固定型の新株予約権であり、足元の株価水準 316 円（2023 年 1 月 31 日）との関係で現在まで行使が進まず、約 20 億円分の調達ができておりません。その約 20 億円は、①事業運営費用に 559 百万円、②止血材のペプチド原材料調達費用に 1,500 百万円の資金使途への充当を予定しておりました。また 2022 年 4 月に第 31 回新株予約権（1,769 百万円）の発行を行いました。こちらも行使価額 371 円と固定型の新株予約権であり、足元の株価水準 316 円（2023 年 1 月 31 日）との関係で現在まで行使が進まず、調達ができておりません。その約 17 億円は、①事業運営費用 1,431 百万円、②止血材のペプチド原材料調達費用 338 百万円の資金使途への充当を予定しておりました。

上述する様々な影響から、前回の資金調達から約 4 か月しか経過しておりませんが、事業運営費用と止血材のペプチド原材料調達費用の資金需要を充足する必要が生じております。

事業運営費用の調達の主な目的としては、将来における黒字化が見込めるまでの販売計画達成に必要な販売管理費への充当資金として既発行分の第 31 回と第 33 回の新株予約権による調達で資金を確保する予定でしたが、上述のとおり、株価水準との関係で現在まで新株予約権の行使が進まないことから調達できておらず、今回、新株予約権付社債の発行に加えて新株予約権（行使価額修正条項付）を発行することにより、短期間かつ蓋然性の高いスキームでの資金調達を実施する方針としております。

今後の為替動向やインフレによる事業コストの増加リスクにも備える必要性もあり、第 7 回新株予約権付社債の発行による調達資金 114 百万円、第 34 回新株予約権の発行による調達資金 624 百万円の合計 738 百万円を 2023 年 3 月から 2024 年 9 月までの期間において充当すべく本資金調達の目的としました。

止血材ペプチド原材料調達費用の調達の主な目的としては、当期の販売計画の達成に必要な原材料調達分は、過去の資金調達の未充当額と前回の資金調達の資金で確保できましたが、来期後半以降、将来における黒字化が見込めるまでの販売計画達成に必要な原材料への充当資金は既発行分の第 31 回と第 33 回の新株予約権による調達で確保する予定としていたものの、上述のとおり、株価水準との関係で現在まで新株予約権の行使が進まず調達できておりません。そのため、今回、新株予約権付社債の発行に加えて新株予約権（行使価額修正条項付）を発行することにより、短期間かつ蓋然性の高いスキームでの資金調達を実施する方針としております。

業績予想の下方修正を踏まえて来期以降の販売計画は見直す必要があり、来期の黒字化は流動的な状況であると認識しておりますが、製品販売は毎年拡大を続けており、医療製品としての安定供給義務も果たしていかなければなりません。ペプチド製造には発注から納期まで半年程度の時間を要するため、タイムラグが生じることから今回のタイミングで資金を確保する必要があります。また米ドル建ての購入となるため、急激な為替変動（円安ドル高）の影響で購入価格が上昇していることや、特にサプライチェーンの逼迫により相当量を前倒して確保する必要が生じたことで、上述の過去の未充当額と合わせて今回の第 7 回新株予約権付社債の発行による調達資金 360 百万円、第 34 回新株予約権の発行による調達資金 340 百万円の合計 700 百万円を 2023 年 3 月から 2024 年 9 月までの期間において充当すべく本資金調達の目的としました。

既発行分の新株予約権に関しては、ウクライナ侵攻に起因する地政学リスクの増大や、米国等の主要各国による金利の利上げ等による金融マーケットの不透明リスクも勘案していく必要性を考慮した際、今後において資金調達が必要となった場合に計画通り実施できない可能性もあります。また今回の調達資金では第 31 回新株予約権、第 33 回新株予約権で予定していた調達額には満たないため、その不足分は引き続き検討を進めていかなければなりません。そのため、様々な資金調度を模索してまいりますが、今回の調達時に第 31 回新株予約権、第 33 回新株予約権ともに行使価額が現在の株価水準をベースに調整されるため、より行使が進むものと考えており、第 31 回新株予約権、第 33 回新株予約権の未行使分は消却せず調達手段として維持する方針です。行使期間、支出予定時期ともに変更はありません。

前回の資金調達は 2022 年 9 月末での為替水準でのベストケースで営業キャッシュ・フローを計画して必要資金を見込んでおりましたが、今回の資金調達では昨年 10 月の最円安の為替水準でのワーストケースで営業キャッシュ・フローを計画して必要資金を見込んでおります。特に円安局面では事業運営費や原材料等の調達費が増加するため、ワーストケースで想定した以上に円安が進み営業キャッシュ・フローのマイナスが増加する場合には、追加で資金調達が必要となる可能性があります。また、新型コロナウイルスの動向等の不確実性の高い外部要因により不要不急の手術の延期が生じて販売計画を下方修正する場合、上述した国内外の要因だけでなく想定外の臨時的な資金需要が生じた場合には、さらに追加で資金調達が必要となる可能性があります。将来の企業価値の拡大に向けた事業収益基

盤の早期確保に向け、本資金調達は必要であると考えております。

- ※ 1 必要な薬物を必要な部位に必要な長さの時間、作用させるための薬物送達システム
- ※ 2 EU 加盟国で医療機器を流通させるために製品への表示が義務付けられている安全規格に適合していることを示すマーク

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、割当予定先に対し本新株予約権付社債及び本新株予約権を割り当て、本新株予約権付社債については払込期日に、本新株予約権については割当予定先による行使によって当社が資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額はいずれも 239 円に当初設定されていますが、本新株予約権付社債については発行後半年毎に転換価額が修正され、また本新株予約権については、発行後 1 週間毎に行使価額が修正されます。転換価額の修正が行われる場合、本新株予約権付社債の転換価額は、当該 CB 修正日に先立つ 15 連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額（1 円未満の端数切り上げ）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額が、当該 CB 修正日の直前に有効な転換価額を 1 円以上下回る場合には、転換価額は、当該 CB 修正日以降、当該 CB 修正日価額に修正されます。本新株予約権については、2023 年 3 月 17 日を初回の新株予約権修正日とし、その後毎週金曜日において、当該新株予約権修正日に先立つ 15 連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額が、当該新株予約権修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該新株予約権修正日以降、当該新株予約権修正日価額に修正されます。但し、いずれの場合においても、かかる修正後の転換価額又は行使価額が下限転換価額又は下限行使価額を下回ることはありません。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を買取りの条件とする本買取契約を本日付で締結いたします。本買取契約においては以下の内容が定められています。

第 25 回新株予約権の早期行使に係る条項

割当予定先は、本新株予約権の行使請求期間終了後 2 か月以内（2023 年 7 月 19 日から同年 9 月 19 日まで。以下「早期行使期間」といいます。）に、本買取契約に定める要件（早期行使期間の初日以降末日までの間の 15 連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額が、当該時点における第 25 回新株予約権の調整後行使価額の 110%に相当する金額を上回ること等）を満たす場合においては、残存する全ての第 25 回新株予約権を早期行使期間内に行使しなければならないものとされています。なお、早期行使期間に上記要件を満たした場合には、速やかに開示を行います。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 <資金調達の目的>」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討してまいりましたところ、割当予定先から本資金調達の提案を受けました。

当社は、本新株予約権付社債の発行により、当社の資金需要に対し一定の金額を発行時点で調達することができるため、また、残りの必要金額については本新株予約権の行使により株価に配慮した形での調達が可能となるため、今般の資金調達を選択いたしました。

なお、従前発行している第 25 回、第 28 回、第 31 回及び第 33 回新株予約権（2023 年 2 月 27 日現在の行使価額は第 25 回新株予約権：234 円、第 28 回新株予約権：311 円、第 31 回新株予約権：371 円、第 33 回新株予約権：371 円）並びに第 5 回及び第 6 回新株予約権付社債（2023 年 2 月 27 日現在の転換価額は第 5 回新株予約権付社債：267 円、第 6 回新株予約権付社債：371 円）につきましては、当社の株価水準（2023 年 2 月 27 日の当社の普通株式の普通取引の終値：265 円）や流動性の動向、満期までの残存期間等を勘案した上で段階的に行使・転換を進めるという割当予定先の投資方針との関係で、その行使又は転換は完了しておりませんが、割当予定先との協議の結果、これらの既存証券は残存させることとしております。なお、これらの既存証券について、本新株予約権付社債の当初転換価額及び本新株予約権の当初行使価額が第 25 回、第 28 回、第 31 回若しくは第 33 回新株予約権の行使価額又は第 5 回若しくは第 6 回新株予約権付社債の転換価額を下回った場合、当該新株予約権及び新株予約権付社債に付された調整規定の適用により、その行使価額及び転換価額が本新株予約権付社債の当初

転換価額及び本新株予約権の当初行使価額と同額に調整されます。本新株予約権付社債の当初転換価額及び本新株予約権の当初行使価額は 239 円であるため、上記の既存証券について、本新株予約権付社債の払込期日及び本新株予約権の割当日である 2023 年 3 月 16 日付で、それぞれ以下のとおり転換価額又は行使価額の調整が行われる予定です。なお、本日付で当社の取締役会において決議されました上記既存証券の発行要項の修正により、その後、本新株予約権付社債の転換価額又は本新株予約権の行使価額が下方に修正されたとしても、上記の既存証券の転換価額又は行使価額にかかる下方修正の影響は受けません。かかる発行要項の修正の詳細につきましては、本日付「第 5 回及び第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第 25 回、第 28 回、第 31 回及び第 33 回新株予約権の発行要項の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

	調整前転換価額 又は調整前行使価額	調整後転換価額 又は調整後行使価額
第 5 回新株予約権付社債	267 円	239 円
第 6 回新株予約権付社債	371 円	239 円
第 28 回新株予約権	311 円	239 円
第 31 回新株予約権	371 円	239 円
第 33 回新株予約権	371 円	239 円

また、当社は今回の資金調達に際し、以下の「(本資金調達の特徴)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本資金調達による資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(本資金調達の特徴)

[メリット]

- ① 本新株予約権付社債の発行により、将来的な自己資本の拡充が期待可能でありつつも、段階的に転換が行われることが期待できるため、株価インパクトの分散化が可能となる一方、転換価額の修正条項が付されていることにより、ある程度早期における転換の進行も期待できる設計となっております。
- ② 本新株予約権の行使価額は発行決議日である 2023 年 2 月 28 日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額である 239 円に当初設定しており、割当予定先による早期の行使による当社の資金調達のスピード感や蓋然性を高めております。なお、来期後半以降の止血材の販売計画達成に必要な資金につき、既発行分の第 31 回と第 33 回の新株予約権による調達で確保する予定としていたものの、上記「2. 募集の目的及び理由 <資金調達の目的>」に記載のとおり、株価水準との関係で現在まで新株予約権の行使が進まず調達できていないため、本資金調達では、資金調達のスピード感や蓋然性を高める必要があります。過去には行使価額固定の新株予約権を発行しておりますが、行使価額固定の新株予約権は行使の蓋然性が高くないため、今般の調達では行使の蓋然性を重視しております。なお、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権や新株予約権付社債等を当社が新たに発行する場合で、当該新株予約権等の当初行使価額等が本新株予約権の行使価額を下回る等、一定の事由が生じた場合には、本新株予約権に付された調整規定の適用により、本新株予約権の行使価額は下方調整される可能性があります。
- ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式数は 4,000,000 株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的です。他方で、全額を新株予約権による調達とした場合、行使がなされなければ調達ができないため、資金需要とのバランスを考慮して、一部を本新株予約権付社債による調達としております。
- ④ 本新株予約権による調達金額は資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇します。

[デメリット]

本新株予約権付社債については、即座に資金調達される仕組みですが、本新株予約権については、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って資金調達がなされる仕組みであり、資金調達の進捗について以下の留意点があります。

- ① 本新株予約権付社債部分については即座の資金調達が可能ですが、本新株予約権については、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。
- ② 市場環境に応じて、本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、行使完了までに時間がかかる可能性があります。
- ③ 株価が本新株予約権の行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、事実上資金調達ができない仕組みとなっております。
- ④ 株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合でも、割当予定先が本新株予約権を行使するとは限らず、資金調達の時期には不確実性があります。
- ⑤ 本新株予約権付社債については、本買取契約において、各 CB 修正日において株価が下限転換価額を下回っている場合には、現金による償還義務が生じる可能性があります。
- ⑥ 本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は、本新株予約権付社債については半年毎に、本新株予約権については1週間毎に、当該時点における株価水準を基準として修正され、株価が下落していた場合には下方にも修正されるため、その場合、資金調達の金額が当初の予定を下回ることであります。
- ⑦ 本新株予約権付社債については、発行時点においては会計上の負債であり資本には参入されず、一時的に負債比率が上昇します。
- ⑧ 当社の置かれた事業環境や財務状況を踏まえた割当予定先との交渉の結果、第6回新株予約権付社債と同様に、本新株予約権付社債には利息を付しております。その結果、本新株予約権付社債について年率2.0%の利息を支払う必要があります。
- ⑨ 第三者割当方式という当社と割当予定先のみでの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ② 本新株予約権付社債には年率2.0%の利息が付されていますが、普通社債の発行や銀行借入については、本新株予約権付社債に上記の利息が付されていることと比較してもなお金利コストが高くなること、及び今回の資金調達においては資本の増加による財務健全性の向上も重視していることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ③ 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ④ いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

・ 払込金額の総額	1,464,760 千円
・ 発行諸費用の概算額	26,000 千円

・差引手取概算額

1,438,760千円

- (注) 1. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権の保有者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。
2. 上記払込金額の総額は、本新株予約権付社債の発行価額及び本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、主に弁護士費用、第三者委員会費用、本新規募集証券の公正価値算定費用、割当予定先の調査費用、その他事務費用（有価証券届出書作成費用等）等の合計です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 事業運営費用	114	2023年3月～2024年9月
② 止血材のペプチド原材料調達費用	360	2023年3月～2024年9月
合計	474	

- (注) 1. 支出時期までの資金管理については、当社預金口座で適切に管理する予定であります。
2. 本新株予約権付社債により調達する資金は払込期日付で全額調達できますが、資金使途である①事業運営費用及び②止血材のペプチド原材料調達費用については、その性質上支出時期には流動的な部分も多く、現時点において会計期ごとに区切って充当時期を想定することは現実的に困難であるため、上記のように支出予定時期に幅を持たせております。

本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 事業運営費用	624	2023年3月～2024年9月
② 止血材のペプチド原材料調達費用	340	2023年3月～2024年9月
合計	964	

- (注) 1. 支出時期までの資金管理については、当社預金口座で適切に管理する予定であります。
2. 本新株予約権の行使の有無は本新株予約権の保有者の判断に依存するため、行使期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。その場合には、①から優先的に充当いたします。また、①及び②は前回の資金調達で調達した未充当額があり、2024年4月まではそちらを優先して充当する方針ですが、製造計画の増加によっては支出予定時期である2024年9月以前に充当する可能性があります。一方、資金調達の動向により調達できない場合もあるため、その場合は、別途の資金調達の検討又は規模の調整等の方法により対応する予定です。

上記表中に記載した各資金使途の詳細については、以下のとおりです。

① 事業運営費用

当社グループは、止血材製品の販売を、欧州、オセアニア、日本、米国とグローバルに展開しており、現在、欧州、オーストラリア、日本を中心に製品販売を進め、新型コロナウイルス感染症による販売への影響を受けながらも着実に売上が拡大してきました。

当期は、事業収益3,652百万円（欧州：1,950百万円、オーストラリア：728百万円、日本：509百万円、米国：449百万円、その他：17百万円）を見込んでおり、主に対米ドル112円、対ユーロ130円の想定為替レートで期初計画しておりました。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響による手術件数の減少等から、製品販売が

計画想定より進まなかったことや、急激な円安やインフレによる物価上昇に伴う販売管理費の増加等により、2023年2月に業績予想を修正いたしました。修正後の当期予想は、主に対米ドル134円、対ユーロ143円の為替レートの下、事業収益2,321百万円（欧州：1,110百万円、オーストラリア：427百万円、日本：455百万円、米国：306百万円、その他：23百万円）を見込み、期初計画から36.4%減となる予定で、営業利益ベースでも計画を下回る状況となっております。

欧州では、消化器内視鏡領域においてはFUJIFILM Europe B.V.との販売提携に関して、当期下期からは欧州最大市場であるドイツの販売を同社が担うことになり、新たにFUJIFILM Europe B.V.の下で営業活動を進めてまいります。欧州その他地域の活動ですが、成長のベースとなるKey Opinion Leader（KOL）の獲得が進み、マセグメントを狙った「面」での営業が可能となっており、成長のスピードがもう一段進むことを見込んでおります。また前期より心臓血管外科領域及び耳鼻咽喉科領域でも製品販売を開始しております。第2四半期における製品販売は、491,162千円となりました。

オーストラリアでは、前期はオミクロン株の蔓延により政府が不要不急の手術停止を発表したことから一時的に販売活動が滞りました。当期は中頃から段階的に緩和されているものの、病院側で短期的にスタッフ不足が発生しており、未だに手術件数が回復しない状況が続いております。さらに2022年7月には政府より医療費削減を目的とした民間保険価格の見直しを実施され、当期の業績に影響を及ぼしました。今後は病院スタッフを早期に確保する力のある主要病院を中心に需要を取り込んでいくことで業績の挽回を図ってまいります。第2四半期における製品販売は、216,638千円となり前年同期比12.9%減となりました。

日本では、前期より消化器内視鏡領域の止血材の直販体制による販売を開始しておりますが、当期も引き続き強い引合いを頂いている状況です。2022年12月には新たに消化器内視鏡領域の粘膜隆起材が保険適用となり、顧客となる医師は既に販売中の止血材と同じであるため、止血材販売時のフックとし、止血材販売拡大にも貢献すべくクロスセルでの国内販売を予定しております。第2四半期における製品販売は、164,540千円となりました。

米国では、耳鼻咽喉科領域の癒着防止兼止血材の販売に加えて、当期より消化器内視鏡領域の止血材の販売が開始されました。消化器内視鏡領域の止血材の立ち上がりは計画通りで、高い製品価格が利益に貢献しております。一方、癒着防止兼止血材の販売は計画に遅れが生じているため、耳鼻咽喉科領域から消化器内視鏡領域への営業リソースシフトも検討し、施設を深耕していくことで販売拡大を予定しております。第2四半期における製品販売は、101,781千円となりました。

今後、日本及び世界最大のマーケットである米国での販売拡大は今後の営業黒字化や将来の企業価値向上を達成するためには必須であり、そのために各エリアでの営業体制構築及び販売・マーケティング活動を進め、既存顧客への販売数量を増やし、新規顧客を獲得していくことが必要であります。

今回の業績予想の下方修正に伴い、今後の販売計画を精査してまいります。その過程で営業キャッシュ・フロー計画も見直してまいります。その際、急激な為替変動（円安ドル高／円安ユーロ高等）による海外事業の事業運営費の増加、グローバルでのインフレによる国内外の販管費の増加等での支出が生じております。そのため、営業キャッシュ・フロー上もワーストケースに備えておく必要があり、将来の企業価値の向上に向けては販売体制の維持・拡大等の投資は継続する必要があるため、先行投資として必要な販売促進費、また各国での経常的な一般管理費用（人件費、特許・会計・法務関連の支払報酬等、支払手数料等）への充当が必要なことから、事業運営費用として充当いたします。

そういった現状を踏まえ、早期に資金確保する必要があるため、事業運営費用として本資金調達による調達資金のうち738百万円を2023年3月から2024年9月までの期間に充当する予定であります。

② 止血材のペプチド原材料調達費用

当社グループは、止血材製品の販売を欧州、オセアニア、日本、米国とグローバルに展

開しており、現在、欧州、オーストラリア、日本を中心に製品販売を進めております。前期より日本での消化器内視鏡領域の止血材の販売が本格的に開始し、さらに世界最大のマーケットである米国では耳鼻咽喉科領域の癒着防止兼止血材、消化器内視鏡領域の止血材の販売を進めておりますが、今後も拡大が見込まれることから、当該領域の製品製造も進めていく必要があります。

当期の販売計画の達成に必要な原材料調達分は、過去の資金調達の未充当額と前回の資金調達の資金で確保できましたが、来期後半以降、将来における黒字化が見込めるまでの販売計画達成に必要な原材料への充当資金は主に前回の第31回と第33回の新株予約権による調達で確保する予定としていたものの、株価水準との関係で現在まで新株予約権の行使が進まず調達出来ておりません。

今回の業績予想の下方修正を踏まえて来期以降の販売計画を見直す必要がありますが、製品販売は毎年拡大を続けており、医療製品としての安定供給義務は果たしていかなければなりません。またペプチド製造には発注から納期まで半年程度の時間を要するため、タイムラグが生じることから今回のタイミングで資金を確保する必要が生じております。

ペプチド原材料は米ドル建ての購入となるため、急激な為替変動（円安ドル高）の影響で購入価格が上昇していることや、特にサプライチェーンの逼迫により相当量を前倒しで確保する必要が生じたことで、過去の未充当額と合わせて今回の第7回新株予約権付社債の発行による調達資金360百万円、第34回新株予約権の発行による調達資金340百万円の合計700百万円を2023年3月から2024年9月までの期間において第31回新株予約権及び第33回新株予約権の発行によって同資金使用のために調達した資金よりも優先的に充当する予定です。

なお、従前の資金調達に伴う現在までの調達金額及び充当状況については、以下のとおりです。

(2022年10月17日の資金調達)

第6回新株予約権付社債による資金調達

具体的な用途	調達金額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
① 事業運営費用	1,450	999	2022年12月～2024年4月
② 止血材のペプチド原材料 調達費用	576	432	2022年12月～2024年4月
合計	2,026	1,431	

(注) 資金使用①につきましては、事業運営費用として、販売／マーケティング費、人件費、特許・会計・法務関連の支払報酬等、支払手数料等に充当しており、未充当額につきましては、2023年3月～2024年4月までの間に充当してまいります。また、資金使用②の未充当額につきましては2023年3月～2024年4月までの間に、止血材のペプチド原材料調達費用として充当してまいります。

第33回新株予約権による資金調達

具体的な用途	調達金額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
① 事業運営費用	—	—	2023年1月～2025年4月
② 止血材のペプチド原材料 調達費用	—	—	2023年1月～2025年4月
合計	—	—	

(注) 資金使用①について559百万円、資金使用②について1,500百万円を充当予定ですが、現時点までに行使が進んでいないため、調達金額はありません。

(2022年4月27日の資金調達)

第5回新株予約権付社債による資金調達

具体的な用途	調達金額	充当額	支出予定時期
--------	------	-----	--------

	(百万円)	(百万円)	
① 事業運営費用	1,740	1,740	2022年5月～2023年4月
合計	1,740	1,740	

(注) 資金使途①につきましては、事業運営費用として、販売/マーケティング費、人件費、特許・会計・法務関連の支払報酬等、支払手数料等に充当しております。

第31回新株予約権による資金調達

具体的な使途	調達金額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
① 事業運営費用	—	—	2022年10月～2024年4月
② 止血材のペプチド原材料 調達費用	—	—	2022年10月～2025年4月
合計	—	—	

(注) 資金使途①について1,431百万円、資金使途②について338百万円を充当予定ですが、現時点までに行使が進んでいないため、調達金額はありません。

(2021年8月27日の資金調達)

第4回新株予約権付社債による資金調達

具体的な使途	調達金額 (百万円)	充当額 (百万円)	変更前の 支出予定時期	変更後の 支出予定時期
① 本止血材のペプチド原材料調達 費用	239	239	2021年8月～2024年4月	2021年8月～2024年4月
② 事業運営費用	561	561	2021年8月～2023年4月	2021年8月～2022年3月
合計	800	800		

(注) 資金使途②につきましては、当初支出予定時期を2021年8月～2023年4月としておりましたが、2022年4月期の製品販売計画を下方修正したことや、販売費及び一般管理費のコスト削減が遅れたことで営業キャッシュ・フローが想定より改善されず、事業運営費用への充当が早まったため、支出予定時期を上記のとおり変更して充当しています。なお、資金使途①については、下記の新株予約権による資金調達において「本止血材のペプチド原材料調達費用」を用途として調達した資金と合算した資金使途であり、引き続き当初の支出予定時期に従って充当しております。

第30回新株予約権による資金調達

具体的な使途	調達金額 (百万円)	充当額 (百万円)	変更前の 支出予定時期	変更後の 支出予定時期
① 本止血材のペプチド原材料調達 費用	949	949	2021年8月～2024年4月	2021年8月～2024年4月
② 事業運営費用	549	549	2021年8月～2023年4月	2021年8月～2022年3月
合計	1,498	1,498		

(注) 1. 第30回新株予約権は2021年10月13日付で行使が完了しております。
2. 資金使途②につきましては、事業運営費用として、販売/マーケティング費、人件費、特許/会計/法務関連の支払報酬等、支払手数料等に充当しております。
3. 資金使途②につきましては、当初支出予定時期を2021年8月～2023年4月としておりましたが、2022年4月期の製品販売計画を下方修正したことや、販売費及び一般管理費のコスト削減が遅れたことで営業キャッシュ・フローが想定より改善されず、事業運営費用への充当が早まったため、支出予定時期を上記のとおり変更して充当しています。

(2020年11月26日の資金調達)
新株発行による資金調達

具体的な用途	調達金額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
① 新規製造委託候補先の製造ライン立ち上げ及び製造所追加の承認申請に関する費用	199	199	2020年11月～2021年7月

第27回及び第28回新株予約権による資金調達

具体的な用途	調達金額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
① 新規製造委託候補先の製造ライン立ち上げ及び製造所追加の承認申請に関する費用	690	690	2021年2月～2022年4月
② 本止血材及び次世代止血材のペプチド原材料調達費用	627	627	2021年5月～2023年4月
③ 臨床研究費用	0	0	2020年11月～2023年4月
合計	1,317	1,317	

(注) 資金用途③の臨床研究費用は第28回新株予約権の行使により調達見込みです。なお、第27回新株予約権は2021年7月8日付で行使が完了しております。

(2020年4月30日の資金調達)

第2回及び第3回新株予約権付社債による資金調達

具体的な用途	調達金額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
① 既存証券の買入資金	1,095	1,095	2020年4月
② 本止血材とその他パイプラインの原材料調達及び製造原価改善とその開発に関する費用	305	305	2020年5月～2023年7月
合計	1,400	1,400	

第24回及び第25回新株予約権による資金調達

具体的な用途	変更前の 調達予定金額 (百万円)	変更後の 調達予定金額 (百万円)	調達金額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
① 本止血材とその他パイプラインの原材料調達及び製造原価改善とその開発に関する費用	972	972	972	972	2020年5月～2023年7月
② 日本における本止血材の上市に向けたプロモーション	200	200	200	200	2020年5月～2023年7月

ョン／製造販売体制構築及び市販後調査に関する費用					
③ カナダにおける販売体制構築及びマーケティング関連費用	170	170	170	170	2020年5月～2023年7月
④ 米国における販売体制強化に関する費用	167	167	167	167	2020年5月～2023年7月
⑤ 事業運営費用	<u>753</u>	<u>1,083</u>	753	753	2020年5月～ <u>2024年9月</u>
⑥ ドラッグ・デリバリー・システムの研究開発費用（核酸医薬、BNCTの製造及び研究開発費用）	<u>556</u>	<u>226</u>	226	226	2020年5月～2023年7月
合計	2,818	2,818	2,488	2,488	

- (注) 1. 第24回新株予約権は2020年8月27日付で行使が完了しております。第25回新株予約権はまだ行使されておきませんが、行使された場合には、資金使途⑥ドラッグ・デリバリー・システムの研究開発費用（核酸医薬、BNCTの製造及び研究開発費用）にその調達資金を充当予定で、当初の資金使途に変更ありません。
2. 資金使途⑤及び⑥につきましては、当初調達予定金額を資金使途⑤は753百万円、資金使途⑥は556百万円としておりましたが、2023年4月期の業績予想を下方修正したことや、販管費の増加等に伴い、黒字化に向けた事業運営を優先させるため、それぞれの調達予定金額を上記下線箇所のとおり変更いたします。また、資金使途⑤につきましては、当初支出予定時期を2020年5月～2023年7月としておりましたが、こちらも当初支出予定時期を上記のとおり変更して充当してまいります。第25回新株予約権が行使された場合には、資金使途⑤にその調達資金を充当する予定です。

従前の資金調達の状況は上記のとおりであり、第25回新株予約権の資金使途及び支出予定時期の変更を行った以外には、上記の新株予約権付社債及び新株予約権に関する資金使途の変更はありません。本新株予約権付社債（第7回無担保転換社債型新株予約権付社債）及び本新株予約権（第34回新株予約権）の資金使途及び支出予定時期は、従前の資金調達による既存の新株予約権付社債又は新株予約権の資金使途及び支出予定時期と一部重複しますが、重複する部分については、既存の新株予約権付社債又は新株予約権による調達資金を優先して充当する予定です。当社の事業運営費用や止血材のペプチド原材料調達費用の支出については流動的な部分も多く、また本新株予約権に係る行使がどのように進むかも確定できませんので、本新株予約権の資金使途に係る支出予定時期（①事業運営費用：2023年3月～2024年9月、②止血材のペプチド原材料調達費用：2023年3月～2024年9月）については、支出予定時期の開始時点から終了時期まで間断なく充当がなされるということを示しているわけではなく、この期間内のいずれかの時期に資金が充当されるという意味において、現時点で想定される期間を示したものです。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社の中長期的な企業価値の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであり、また、既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

①本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結した本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価値評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2023年2月27日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（265円）、配当額（0円）、無リスク利率（0.1%）、当社株式の株価変動性（54%）、クレジットスプレッド（6.5～9.0%）及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること等）を置き、本新株予約権付社債の評価を実施しています。当社は、本新株予約権付社債の特徴、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した結果、本新株予約権付社債の発行価額を各本社債の金額100円につき金100円とすることを決定しております。また、本新株予約権付社債の転換価額は、今後の当社の株価動向に基づき段階的に行使がなされることを目的として、割当予定先との協議により、6か月毎に、CB修正日に先立つ15連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額（1円未満の端数切り上げ）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されるものとし、当初の転換価額については2023年2月27日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額、下限転換価額については2023年2月27日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額（1円未満の端数切り上げ）に設定されており、最近6か月間の当社株価の水準と比べれば高い水準とはいえませんが、発行決議日直前取引日の当社株価と比べれば過度に低い水準となることはないものと考えております。当社は、本新株予約権付社債の発行価額が赤坂国際会計の算定した価値評価額（各社債の金額100円につき金99.1円から金102.1円）の範囲内であり、本社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち新株予約権の実質的な対価と新株予約権の公正な価値とを比較し、新株予約権の実質的な対価（社債額面100円当たり19.0円から29.3円）が新株予約権の公正な価値（社債額面100円当たり9.6円から9.7円）を上回っていることから、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、本新株予約権付社債の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、本新株予約権付社債の発行条件は、第三者算定機関が当社と継続した取引関係になく、割当予定先からも独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された上記の価値評価額の範囲内であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結した本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2023年2月27日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（265円）、配当額（0円）、無リスク利率（0.1%）、当社株式の株価変動性（54%）、クレジットスプレッド（6.5～9.0%）及び市場出来高、株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合に割当予定先による行使請求が均等に実施されること、割当予定先が権利行使により取得した当社株式を出来高の一定割合の株数の範囲内で直ちに売却すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

また、本新株予約権の行使価額は、今後の当社の株価動向に基づき段階的に行使がなされることを目的として、割当予定先との協議により、1週間毎に、新株予約権修正日に先立つ15連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額（1円未満の端数切り上げ）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されるものとし、当初の行使価額については2023年2月27日の東京証券取引所における

当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額、下限行使価額については2023年2月27日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額（1円未満の端数切り上げ）に設定されており、最近6か月間の当社株価の水準と比べれば高い水準とはいえませんが、発行決議日直前取引日の当社株価と比べれば過度に低い水準となることはないものと考えております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ（新株予約権1個当たり218円から220円）を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を219円としています。本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で決定されている本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関が当社と継続した取引関係になく、割当予定先からも独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で決定されていること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見をj得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

(i) 本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に交付される最大株式数（2,092,050株）と本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（4,000,000株）を合算した総株式数6,092,050株（議決権数60,920個）に、(ii) 2022年9月30日に決議し2022年10月17日に発行した第6回無担保転換社債型新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に交付される最大株式数（5,525,606株）及びこれと同時に発行された第33回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（5,525,600株）を合算した場合、交付される総株式数は17,143,256株（総議決権数171,432個）であり、2022年10月31日現在の当社発行済株式総数60,014,360株（議決権総数600,019個）に対する希薄化率は、28.57%（議決権数ベースの希薄化率は28.57%）に相当します。

また、(i) 本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合に交付される最大株式数（3,759,398株）と本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（4,000,000株）を合算した総株式数7,759,398株（議決権数77,593個）に、(ii) 第6回無担保転換社債型新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合に交付される最大株式数（13,225,806株）及びこれと同時に発行された第33回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（5,525,600株）を合算した場合、交付される総株式数は26,510,804株（総議決権数265,108個）であり、2022年10月31日現在の当社発行済株式総数60,014,360株（議決権総数600,019個）に対する希薄化率は、44.17%（議決権数ベースの希薄化率は44.18%）に相当します。

なお、本新株予約権付社債、並びに残存しております第5回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第6回無担保転換社債型新株予約権付社債がそれぞれ下限転換価額で全て転換されたと仮定した場合に交付される最大株式数の合計24,179,879株に、本新株予約権、並びに残存しております第25回新株予約権、第28回新株予約権、第31回新株予約権及び第33回新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に交付される最大株式数の合計16,622,600株を合算した場合、交付される総株式数は40,802,479株（総議決権数408,024個）であり、2022年10月31日現在の当社発行済株式総数60,014,360株（議決権総数600,019個）に対する希薄化率は、67.99%（議決権数ベースの希薄化率は68.00%）に相当します。

他方で、別記「2. 募集の目的及び理由 <資金調達目的>」に記載のとおり、本資金調達が、2022年6月に公表の事業計画及び成長可能性に関する事項の開示で目標としている今後の営業黒字化が将来の企業価値向上に向け重要なステップであると認識しており、将来の事業収益基盤を確実なものにするために必要な先行投資であると考えております。また、その規模はかか

る資金調達必要性に照らして最低限必要と考えられる規模に設定されています。また、本資金調達は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられ、さらに上記「(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、払込金額には合理性が認められます。なお、別記「7. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載のとおり、割当予定先の保有方針は純投資であると聞いており、割当予定先によって市場で当社株式を売却されるおそれがありますが、当社株式の取引量(直近6か月(2022年8月1日から2023年1月31日)の1日平均売買高984,617株)から、市場で吸収できる当社株式の流動性が十分にあると考えております。以上の事情を踏まえれば、希薄化が株主の皆様と与える影響を考慮してもなお、本資金調達には必要性及び相当性が認められると考えております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(注) 非公開のファンドである割当予定先に関する一部の情報については、当社取締役の新井友行が、Heights Capital Management, Inc. の Asia Pacific 地域投資責任者を通じて President である Martin Kobinger 氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載しておりません。なお、割当予定先が開示の同意を行わない理由につきましては、CVI Investments, Inc. 及び Heights Capital Management, Inc. は Susquehanna International Group に属する共通支配下の会社の一つであって、上記二社を含む Susquehanna International Group に属するエンティティは全て、外部資本の受け入れを行っていない非公開のエンティティであることから、資本構成や資本金・出資金の情報は極めて守秘性の高い情報であるためと聞いております。

(1) 名称	CVI Investments, Inc.	
(2) 所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	
(3) 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(4) 組成目的	投資	
(5) 組成日	2015年7月1日	
(6) 出資の総額	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	Heights Capital Management, Inc.
	所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート715、1201N オレンジストリート、ワン・コマース・センター
	代表者の役職・氏名	President Martin Kobinger
	事業内容	投資
	資本金	開示の同意が得られていないため、記載していません。
(9) 国内代理人の概要	名称	該当ありません。
	所在地	該当ありません。
	代表者の役職・氏名	該当ありません。
	事業内容	該当ありません。
	資本金	該当ありません。
(10) 当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	当社が2019年4月15日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債、第20回新株予約権及び第21回新株予約権、2020年1月10日に発行した第23回新株予約権、2020年4月30日に発行した第2回無担保転換社債型新株予約権付社債、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第25回新株予約権、2020年11月26

		日に発行した新株式、第 27 回新株予約権及び第 28 回新株予約権、2021 年 8 月 27 日に発行した第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 30 回新株予約権、2022 年 4 月 27 日に発行した第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 31 回新株予約権、並びに 2022 年 10 月 17 日に発行した第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 33 回新株予約権について、割当予定先に割り当てております。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当ありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当ありません。

(注) 当社は、割当予定先との間で締結した本買取契約において、割当予定先から、割当予定先及びその主な出資者が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受けています。さらに、割当予定先及びその業務執行組合員について、反社会的勢力であるか否か、並びに割当予定先及びその業務執行組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティング（代表取締役：古野啓介、本社：東京都港区虎ノ門三丁目 7 番 12 号虎ノ門アネックス 6 階）に調査を依頼し、2023 年 2 月 8 日に調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、割当予定先若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力である、又は割当予定先若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、割当予定先並びにその業務執行組合員及び主な出資者が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、引続き金融市場の不透明性は払拭されていないと考えており、確実に資金を確保しておく必要性が高いと考えております。また、前回の資金調達時における割当先である CVI Investments, Inc. との間で締結した契約におけるロックアップ規定も引続き効力を有しておりますが、かかる状況下において、2022 年 12 月より資金調達の可能性に関し同社を含め複数社から提案を受けるなど検討を進めてまいりました。その後、2023 年 1 月に、CVI Investments, Inc. の資産運用を行う会社である Heights Capital Management, Inc. のアジア地域投資責任者より、具体的な資金調達提案を受けるに至りました。

本内容を社内で協議・検討した後に、本資金調達のスキームが、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる点において、当社のニーズを満たしていると判断しました。また、割当予定先の属性を含め当社内にて協議・検討しましたが、割当予定先は機関投資家として保有資産も潤沢であり、また、割当予定先の資産運用を行う会社である Heights Capital Management, Inc. は、以下の概要や特色を有することから、今般の資金調達の割当予定先として適当であると判断しました。その結果、本資金調達のスキームを採用し、CVI Investments, Inc. を割当予定先とすることを決定いたしました。

○投資家概要

- ・世界最大級の金融コングロマリットである Susquehanna International Group に属する共通支配下の会社の一つであること
- ・Susquehanna International Group に属する会社（割当予定先を含む。）において 100 件を超えるバイオテクノロジーへの投資及び資産運用の実績を有していること
- ・グローバルな投資経験が豊富で 2018 年及び 2021 年にマザーズ（現グロース）上場の株式会社ジーエヌアイグループに出資する等、日本でも多数の投資実績を有し、かつ投資先と良好な関係を構築しながら投資先を育成していく方針であること
- ・専属のリサーチアナリストチームを擁し、中長期的な目線での投資分析力を有すること

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新規募集証券について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはあり

ません。なお、当社取締役の岡田淳、永野恵嗣及び新井友行が、Heights Capital Management, Inc. の Asia Pacific 地域投資責任者を通じて President である Martin Kobinger 氏より本新規募集証券に関する割当予定先の保有方針は、純投資であり、本新規募集証券及び既に保有する新株予約権等につき、現時点においては定まった行使の方針・順番を有している訳ではないものの、その時々において適切と考える態様で投資を進めていく方針であると聞いております。また、本買取契約上、割当予定先の実質的保有株式に係る議決権数が、当社の議決権総数の 9.9%を上回る事となるような当社普通株式の発行を行わない旨を盛り込んでおります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から、割当予定先が作成し、EISNERAMPER LLP (所在地：733 Third Avenue, New York, NY 10017, United States) が監査した 2021 年 12 月 31 日現在の財産目録を受領しており、割当予定先との間で締結した本買取契約において、割当予定先より払込みに要する十分な財産を保有する旨の表明を受けています。また、当社取締役の岡田淳、永野恵嗣及び新井友行が、Heights Capital Management, Inc. の Asia Pacific 地域投資責任者を通じて President である Martin Kobinger 氏に対するヒアリングにより現金化できる流動資産があること及び自己資金での払込みであることを 2023 年 1 月 20 日に確認しており、割当予定先に割り当てられる本新規募集証券の発行に係る払込みに十分な財産を有することを確認しております。もっとも、2021 年 12 月 31 日以降の財産目録については本書の日付現在作成されておらず、直近時点での財産目録は確認ができておりません。そのため、上記のヒアリングの結果にかかわらず割当予定先に急激な財産変動が生じている場合、払込みや本新株予約権の行使がされないリスクがあります。なお、割当予定先は、Susquehanna International Group が有する自己資金で運用する機関投資家です。

(5) 株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

(6) ロックアップについて

- ①当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から払込期日後 180 日間を経過するまでの期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等を行わない旨を合意しています。
- ②当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から本新規募集証券が残存している期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、(i) その保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等で、当該証券等の発行後に、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額若しくは転換価額等が (A) 当社普通株式の時価等に連動して決定又は変更されるもの、若しくは (B) 当社の事業若しくは当社普通株式の取引市場に関連する関連する事由の発生により調整されるものの発行若しくは処分、又は (ii) 当社が将来決定される価格に基づき証券を売却することを内容とする契約の締結を行わない旨を合意しています。
- ③上記①及び②は、本資金調達並びに本新規募集証券又は発行済みのストック・オプションの転換又は行使による当社普通株式の交付（但し、発行済みのストック・オプションの行使により交付される当社普通株式の数は、発行済株式数の 5%以下とします。）、株式分割又は株主割当による当社普通株式の発行、株主への新株予約権無償割当及び当該新株予約権の行使による当社普通株式の交付、当社の取締役等へのストック・オプションの付与（但し、当該ストック・オプションが行使された場合に交付される当社普通株式の数は、発行済株式数の 5%以下とします。）及び当該ストック・オプションの行使による当社普通株式の交付、その他日本法上の要請による場合等を除く旨が定められています。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2022年10月31日現在)	
永野 恵嗣	3.10%
扶桑薬品工業株式会社	1.07%
松本 松二	0.83%
清水 芳雄	0.76%
株式会社アイル	0.67%
辻 豊寿	0.66%
ML PRO OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 BofA 証券株式会社)	0.61%
中埜 昌美	0.58%
山田 祥美	0.58%
KOREA SECURITIES DEPOSITORYDAISHIN (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	0.53%

- (注) 1. 本新規募集証券について、割当予定先との間で長期保有を約していないため、募集後の大株主及び持株比率を記載しておりません。
2. 持株比率は発行済株式総数(自己株式を含みます。)に対する比率を記載しております。また、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。
3. 募集前の持株比率は、2022年10月31日現在の株主名簿上の株式数を基に算出しております。
4. 2019年4月17日付で提出され、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(2022年12月23日付で提出された変更報告書その他の変更報告書を含みます。)において、ハイツ・キャピタル・マネジメント・インクが2022年12月16日現在で以下の株式等を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年10月31日現在における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には反映しておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書を含みます。)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ハイツ・キャピタル・マネジメント・インク	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート715、1201Nオレンジストリート、ワン・コマース・センター	24,612,969	28.97

(注) 保有株券等の数には、新株予約権及び新株予約権付社債の保有に伴う保有潜在株式の数が含まれております。

9. 今後の見通し

本資金調達による2023年4月期の業績及び2022年6月に公表の事業計画及び成長可能性に関する事項の開示に与える影響は軽微であります。

また、調達資金の用途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は適時適切に開示いたします。

10. 企業行動規範上の手続き

(i) 本新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合に交付される最大株式数(3,759,398株)と本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数(4,000,000株)を合算した総株式数7,759,398株(議決権数77,593個)に、(ii) 第6回無担保転換社債型新株予約権付社債が下限転換価額で全て転換された場合に交付される最大株式数(13,225,806株)及びこれと同時に発行された第33回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数(5,525,600株)を合算した場合、交付される総株式数は26,510,804株(総議決権数265,108個)であり、2022年10月31日現在の当社発行済株式総数60,014,360株(議決権総数600,019個)に対する希薄化率は、44.17%(議決権数ベースの希薄化率は44.18%)に相当し、希薄化率は25%以上となります。

このことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当てに係る株主総会決議等による株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。当社は、本資金調達に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ 2 か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本資金調達の必要性及び相当性に関する意見の入手することといたしました。このため、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である加本亘弁護士（ホーガン・ロヴェルズ法律事務所）、当社の社外取締役である島村和也弁護士・公認会計士（島村法律会計事務所）と当社の社外監査役である向川寿人公認会計士（向川公認会計士事務所）の 3 名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、本資金調達の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を 2023 年 2 月 28 日付で入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

1 結論

当委員会は、本件第三者割当について必要性及び相当性が認められるものと考えます。

2 理由

(1) 必要性

現在、貴社の財務諸表において継続企業の前提に関する注記がなされている現状に加え、為替変動やインフレ等の外部環境の変化や、業績修正の影響等があり、企業価値の維持向上には今回の資金調達が必要であるとのことです。今後の赤字圧縮や将来の営業黒字化のためには、現在の販売計画を達成することが必要で、そのために必要な販売管理費として約 10 億円が必要とのことです。この資金需要について、為替の影響による事業運営費の増加や、業績の下方修正による営業キャッシュ・フローの見直し等が要因ですが、過去にも、新株予約権を発行することにより資金調達する予定でしたが、株価水準との関係で同新株予約権の行使が進まなかったために資金調達できず、今回の資金調達が必要ということです。それに加えて、上記の販売計画の達成に必要な原材料である止血材ペプチド原材料を十分に調達する必要があるということで、過去の新株予約権発行による資金調達では当期の販売計画に必要な原材料を調達できたものの、来期後半以降に将来的に黒字化する上で必要な原材料を調達するためには、新たに約 7 億円の資金を調達する必要があるとのことです。今回の資金調達を実行しなければ、貴社の売上計画を予定通り進められないことになり、企業価値の維持が出来なくなる可能性があるとのことです。当委員会は、貴社の企業価値の維持向上という観点から、本件第三者割当の必要性について認められると考えます。

(2) 相当性

(ア) 他の資金調達手段との比較

貴社は、他の資金調達手段について検討し、以下のとおり判断したことから、本件第三者割当を選択したとのことです。

- ①公募増資：一度に全株を発行すると 1 株当たりの利益の希薄化も一時に発生する。また一般投資家の参加率が不透明であり、十分な資金を調達できるかどうか不透明。
- ②普通社債の発行・銀行借入：金利コストが高くなり、財務健全性の観点から適当でない。
- ③株主割当増資：割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明である。
- ④コミットメント型ライツ・イシュー：国内で実施された実績が乏しく、引受手数料等のコストが増大することが予想される。
- ⑤ノンコミットメント型ライツ・イシュー：割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明である。また貴社は最近 2 年間において経常赤字を計上し、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 304 条第 1 項第 3 号 a に規定される上場基準を満たさないため、実施できない。

当委員会は、貴社が他の資金調達手段との比較の観点から本件第三者割当を選んだことについて相当性があるものと考えます。

(イ) 割当先について

本件割当先は、貴社にとって、過去の資金調達先として実績があります。さらに本件第三者割当に際して、貴社はあらためて調査会社（株式会社 JP リサーチ&コンサルティング）から調査報告書（2023年2月8日付）を取得し、本件割当先について特に深刻な問題がないことを確認しました。さらに貴社は本件割当先が保有する資産状況についても確認し、本件第三者割当を実行するために必要な資金を十分に保有することを確認したとのことです。当委員会は、以上に照らして、本件割当先の相当性について問題ないと考えます。

(ウ) 発行条件について

当委員会は、発行価額の相当性の検討に際して、貴社が発行価額を決定する際の前提になった評価額について相当性を協議しました。その評価額は、貴社が委託した株式会社赤坂国際会計による評価に基づくということで、当委員会は、同社の作成にかかる評価報告書の提供を受け、かつ当該評価報告書の作成を担った会計士に対して質疑応答を実施しました。その結果、当委員会は、評価額の相当性が疑われるような事実を見出しおらず、当該評価額をベースに決められた発行価額について相当と考えます。それに加えて当委員会は、貴社と割当先との間の「Securities Purchase Agreement」のドラフトを検討し、その交渉プロセスにおいても特に問題がないことを確認しました。この交渉プロセスには、弁護士が貴社の代理人として十分な関与をしており、貴社に対して十分な助言をしているものと認識しています。以上、当委員会は、発行条件について相当であると考えます。

(エ) 希薄化について

当委員会は、本件第三者割当について、貴社の既存株主が被る不利益（希薄化）を上回るメリットが存在するのかを検討しました。この点、当委員会としては、貴社の財務諸表に継続企業の前提に関する注記がなされている現状に照らして、貴社の企業価値を維持するためには、営業黒字化の達成が必要不可欠であると認識しております。そして営業黒字化のためには当然ながら事業運営資金や原材料を調達するための資金が必要であり、本件第三者割当を実行しなければ、現実的に資金を調達する手段が他に見当たらず、営業黒字化を達成できないことになり、貴社の企業価値が大きく毀損し、将来的に倒産のおそれが生じかねないと考えます。本件第三者割当によって、営業黒字化を達成し、貴社の企業価値が毀損するような状況に至ることを避けることができるという点で、既存株主が被る希薄化という不利益を上回るメリットがあるものと考えております。したがって、この点においても相当性が認められると考えます。

上記意見書を参考に討議・検討した結果、当社は、2023年2月28日付の取締役会において、本資金調達を行うことを決議いたしました。

(※) 当社と加本互弁護士との間には顧問契約を含め、一切取引をした事実はなく、独立性は確保されています。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：千円。特記しているものを除きます。）

	2020年4月期	2021年4月期	2022年4月期
事業収益	672,418	1,024,375	1,506,230
営業損失	2,536,360	2,648,637	2,736,647
経常損失	2,954,836	1,900,344	1,807,067
親会社株主に帰属する当期純損失	3,096,159	2,012,615	1,894,757
1株当たり当期純損失（円）	103.36	49.65	37.20
1株当たり配当額（円）	—	—	—
1株当たり純資産額（円）	1.80	27.25	17.84

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2022年10月31日現在）

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	60,014,360株	100.00%

現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	24,286,234 株	40.47%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	34,222,981 株	57.02%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	—	—

(注) 上記潜在株式数の総数のうち、1,179,900 株分は当社ストック・オプション制度に係るものであり、残りは第 25 回、第 28 回、第 31 回及び第 33 回新株予約権並びに第 5 回及び第 6 回新株予約権付社債に係るものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	2020 年 4 月期	2021 年 4 月期	2022 年 4 月期
始 値	670 円	369 円	258 円
高 値	702 円	538 円	643 円
安 値	230 円	251 円	241 円
終 値	376 円	259 円	346 円

② 最近 6 か月間の状況

	2022 年 9 月	10 月	11 月	12 月	2023 年 1 月	2 月
始 値	342 円	305 円	303 円	306 円	308 円	315 円
高 値	369 円	312 円	318 円	375 円	346 円	324 円
安 値	298 円	298 円	291 円	291 円	306 円	265 円
終 値	311 円	301 円	302 円	308 円	316 円	265 円

(注) 2023 年 2 月の株価については、2023 年 2 月 27 日現在で表示しております。

③ 発行決議前営業日における株価

	2023 年 2 月 27 日現在
始 値	282 円
高 値	284 円
安 値	265 円
終 値	265 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① エクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第 2 回及び第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	2020 年 4 月 30 日
調達資金の額	1,400,000,000 円
未償還金額	第 2 回新株予約権付社債：0 円 第 3 回新株予約権付社債：0 円
転換価額	当初転換価額 第 2 回新株予約権付社債：294 円 第 3 回新株予約権付社債：325 円
募集時における発行済株式数	31,876,450 株
割当先	CVI Investments, Inc.
当該募集による潜在株式数	4,534,798 株 第 2 回新株予約権付社債：2,380,952 株 第 3 回新株予約権付社債：2,153,846 株
現時点における転換状況	第 2 回新株予約権付社債：2,786,793 株につき転換済み

	第3回新株予約権付社債：2,713,176株につき転換済み
発行時における当初の資金使途	①2020年4月における既存証券の買入資金として1,095百万円 ②2020年5月から2023年7月までに止血材とその他パイプラインの原材料調達及び製造原価改善とその開発に関する費用として305百万円
現時点における充当状況	①既存証券の買入資金として1,095百万円を充当済み ②止血材とその他パイプラインの原材料調達及び製造原価改善とその開発に関する費用として305百万円を充当済み

(注) 詳細につきましては2020年4月14日付「第三者割当による第2回及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第24回新株予約権(行使価額修正条項付)及び第25回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

・第三者割当による第24回新株予約権及び第25回新株予約権の発行

割当日	2020年4月30日
発行新株予約権数	99,500個 第24回新株予約権：78,500個 第25回新株予約権：21,000個
発行価額	総額14,592,000円 第24回新株予約権1個当たり180円 第25回新株予約権1個当たり22円
発行時における調達予定資金の額	2,853,642,000円
割当先	CVI Investments, Inc.
募集時における発行済株式数	31,876,450株
当該募集による潜在株式数	9,950,000株 第24回新株予約権：7,850,000株 第25回新株予約権：2,100,000株
現時点における行使状況	行使済株式数：7,850,000株 第24回新株予約権 7,850,000株 第25回新株予約権 0株
現時点における調達した資金の額(差引手取概算額)	2,488,492,000円
発行時における当初の資金使途	①2020年5月から2023年7月までに本止血材とその他パイプラインの原材料調達及び製造原価改善とその開発に関する費用として972百万円 ②2020年5月から2023年7月までに日本における本止血材の上市に向けたプロモーション/製造販売体制構築及び市販後調査に関する費用として200百万円 ③2020年5月から2023年7月までにカナダにおける販売体制構築及びマーケティング関連費用として170百万円 ④2020年5月から2023年7月までに米国における販売体制強化に関する費用として167百万円 ⑤2020年5月から2023年7月までに事業運営費用として753百万円 ⑥2020年5月から2023年7月までにドラッグ・デリバリー・システムの研究開発費用(核酸医薬、BNCTの製造及び研究開発費用)として556百万円
変更後の資金使途	①2020年5月から2023年7月までに本止血材とその他パイプラインの原材料調達及び製造原価改善とその開発に関する費用として972百万円 ②2020年5月から2023年7月までに日本における本止血材の

	<p>上市に向けたプロモーション/製造販売体制構築及び市販後調査に関する費用として 200 百万円</p> <p>③2020 年 5 月から 2023 年 7 月までにカナダにおける販売体制構築及びマーケティング関連費用として 170 百万円</p> <p>④2020 年 5 月から 2023 年 7 月までに米国における販売体制強化に関する費用として 167 百万円</p> <p>⑤2020 年 5 月から 2024 年 9 月までに事業運営費用として 1,083 百万円</p> <p>⑥2020 年 5 月から 2023 年 7 月までにドラッグ・デリバリー・システムの研究開発費用（核酸医薬、BNCT の製造及び研究開発費用）として 226 百万円</p>
現時点における資金の充当状況	<p>①本止血材とその他パイプラインの原材料調達及び製造原価改善とその開発に関する費用として 972 百万円を充当済み</p> <p>②日本における本止血材の上市に向けたプロモーション/製造販売体制構築及び市販後調査に関する費用として 200 百万円を充当済み</p> <p>③カナダにおける販売体制構築及びマーケティング関連費用として 170 百万円を充当済み</p> <p>④米国における販売体制強化に関する費用として 167 百万円を充当済み</p> <p>⑤事業運営費用として 753 百万円</p> <p>⑥ドラッグ・デリバリー・システムの研究開発費用（核酸医薬、BNCT の製造及び研究開発費用）として 226 百万円を充当済み</p>

- (注) 1. 詳細につきましては 2020 年 4 月 14 日付「第三者割当による第 2 回及び第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第 24 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 25 回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。
2. 資金使途⑤及び⑥につきましては、当初調達予定金額を資金使途⑤は 753 百万円、資金使途⑥は 556 百万円としておりましたが、2023 年 4 月期の業績予想を下方修正したことや、販管費の増加等に伴い、黒字化に向けた事業運営を優先させるため、それぞれの調達予定金額を上記下線箇所のとおり変更いたします。また、資金使途⑤につきましては、当初支出予定時期を 2020 年 5 月～2023 年 7 月としておりましたが、こちらも当初支出予定時期を上記の通り変更して充当してまいります。第 25 回新株予約権が行使された場合には、資金使途⑤にその調達資金を充当する予定です。

・ 第三者割当増資

払込期日	2020 年 11 月 26 日
調達資金の額	199,965,200 円
発行価額	356 円
募集時における発行済株式数	40,968,126 株
当該募集による発行株式数	561,700 株
募集後における発行済株式総数	41,529,826 株
割当先	CVI Investments, Inc.
発行時における当初の資金使途	新規製造委託候補先の製造ライン立ち上げ及び製造所追加の承認申請に関する費用
発行時における支出予定時期	2020 年 11 月～2022 年 4 月
現時点における充当状況	新規製造委託候補先の製造ライン立ち上げ及び製造所追加の承認申請の費用として 199 百万円を充当済み

- (注) 詳細につきましては 2020 年 11 月 10 日付「第三者割当による新株式並びに第 27 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 28 回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

・第三者割当による第27回新株予約権及び第28回新株予約権の発行

割当日	2020年11月26日
発行新株予約権数	65,000個 第27回新株予約権：55,000個 第28回新株予約権：10,000個
発行価額	総額16,105,000円 第27回新株予約権：16,005,000円（第27回新株予約権1個当たり291円） 第28回新株予約権：100,000円（第28回新株予約権1個当たり10円）
発行時における調達予定資金の額	2,409,105,000円
割当先	CVI Investments, Inc.
募集時における発行済株式数	40,968,126株
当該募集による潜在株式数	潜在株式数：合計6,500,000株（本新株予約権1個につき100株） 第27回新株予約権：5,500,000株 第28回新株予約権：1,000,000株
現時点における行使状況	行使済株式数：5,500,000株 第27回新株予約権 5,500,000株 第28回新株予約権 0株
現時点における調達した資金の額	1,317,825,000円
発行時における当初の資金使途	①2021年2月から2022年4月までに新規製造委託候補先の製造ライン立ち上げ及び製造所追加の承認申請に関する費用として690百万円 ②2021年5月から2023年4月までに本止血材及び次世代止血材のペプチド原材料調達費用として1,412百万円 ③2020年11月から2023年4月までに臨床研究費用として282百万円
現時点における資金の充当状況	①Pharmpur社の製造ライン立ち上げ及び同社製造所追加の承認申請に関する費用として690百万円を充当済み ②本止血材及び次世代止血材のペプチド原材料調達費用として627百万円を充当済み ③臨床研究費用：－

(注) 詳細につきましては2020年11月10日付「第三者割当による新株式並びに第27回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第28回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

・第三者割当による第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	2021年8月27日
調達資金の額	800,000,000円
未償還金額	0円
転換価額	当初転換価額311円
募集時における発行済株式数	47,116,226株
割当先	CVI Investments, Inc.
当該募集による潜在株式数	2,572,347株
現時点における転換状況	3,187,250株につき転換済み
発行時における当初の資金使途	①2021年8月から2024年4月までに本止血材のペプチド原材料調達費用として239百万円 ②2021年8月から2023年4月までに事業運営費用（人件費、

	特許/会計/法務関連の支払報酬等、支払手数料等)として 561 百万円
支出予定時期の変更後の資金使途	①2021 年 8 月から 2024 年 4 月までに本止血材のペプチド原材料調達費用として 239 百万円 ②2021 年 8 月から 2022 年 3 月までに事業運営費用 (人件費、特許/会計/法務関連の支払報酬等、支払手数料等)として 561 百万円
現時点における充当状況	上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりです。

- (注) 1. 詳細につきましては 2021 年 8 月 11 日付「第三者割当による第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 30 回新株予約権 (行使価額修正条項付) の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。
2. 資金使途②につきましては、当初支出予定時期を 2021 年 8 月～2023 年 4 月としておりましたが、2022 年 4 月期の製品販売計画を下方修正したことや、販売費及び一般管理費のコスト削減が遅れたことで営業キャッシュ・フローが想定より改善されず、事業運営費用への充当が早まったため、支出予定時期を上記のとおり変更して充当しています。

・第三者割当による第 30 回新株予約権の発行

割当日	2021 年 8 月 27 日
発行新株予約権数	65,000 個
発行価額	14,430,000 円 (本新株予約権 1 個当たり 222 円)
発行時における調達予定資金の額	1,809,000,000 円
割当先	CVI Investments, Inc.
募集時における発行済株式数	47,116,226 株
当該募集による潜在株式数	6,500,000 株
現時点における行使状況	6,500,000 株
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	1,498,805,000 円
発行時における当初の資金使途	①2021 年 8 月から 2024 年 4 月までに本止血材のペプチド原材料調達費用として 1,260 百万円 ②2021 年 8 月から 2023 年 4 月までに事業運営費用 (人件費、特許/会計/法務関連の支払報酬等、支払手数料等)として 549 百万円
支出予定時期の変更後の資金使途	①2021 年 8 月から 2024 年 4 月までに本止血材のペプチド原材料調達費用として 949 百万円 ②2021 年 8 月から 2022 年 3 月までに事業運営費用 (人件費、特許/会計/法務関連の支払報酬等、支払手数料等)として 549 百万円
現時点における資金の充当状況	上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりです。

- (注) 1. 詳細につきましては 2021 年 8 月 11 日付「第三者割当による第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 30 回新株予約権 (行使価額修正条項付) の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。
2. 資金使途②につきましては、当初支出予定時期を 2021 年 8 月～2023 年 4 月としておりましたが、2022 年 4 月期の製品販売計画を下方修正したことや、販売費及び一般管理費のコスト削減が遅れたことで営業キャッシュ・フローが想定より改善されず、事業運営費用への充当が早まったため、支出予定時期を上記のとおり変更して充当しています。

・第三者割当による第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	2022 年 4 月 27 日
------	-----------------

調達資金の額	1,765,093,600 円（差引手取概算額：1,740,093,600 円）
未償還金額	1,323,820,200 円
転換価額	当初転換価額 441 円
募集時における発行済株式数	54,752,588 株
割当先	CVI Investments, Inc.
当該募集による潜在株式数	4,002,479 株
現時点における転換状況	1,652,708 株につき転換済み
発行時における当初の資金用途	2022 年 5 月から 2023 年 4 月までに事業運営費用（人件費、特許/会計/法務関連の支払報酬等、支払手数料等）として 1,740 百万円
現時点における充当状況	上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載のとおりです。

（注）詳細につきましては 2022 年 4 月 11 日付「第三者割当による第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 31 回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

・第三者割当による第 31 回新株予約権の発行

割当日	2022 年 4 月 27 日
発行新株予約権数	39,970 個
発行価額	6,834,870 円（本新株予約権 1 個当たり 171 円）
発行時における調達予定資金の額	1,769,511,870 円
割当先	CVI Investments, Inc.
募集時における発行済株式数	54,752,588 株
当該募集による潜在株式数	3,997,000 株
現時点における行使状況	0 株
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	0 円
発行時における当初の資金用途	①2022 年 10 月から 2024 年 4 月までに事業運営費用（人件費、特許/会計/法務関連の支払報酬等、支払手数料等）として 1,431 百万円 ②2022 年 10 月から 2025 年 4 月までに止血材のペプチド原材料調達費用として 338 百万円
現時点における資金の充当状況	上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載のとおりです。

（注）詳細につきましては 2022 年 4 月 11 日付「第三者割当による第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 31 回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

・第三者割当による第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	2022 年 10 月 17 日
調達資金の額	2,050,000,000 円（差引手取概算額：2,026,000,000 円）
未償還金額	2,050,000,000 円
転換価額	当初転換価額 371 円
募集時における発行済株式数	58,996,919 株
割当先	CVI Investments, Inc.
当該募集による潜在株式数	5,525,606 株
現時点における転換状況	転換なし
発行時における当初の資金用途	①2022 年 12 月から 2024 年 4 月までに事業運営費用（人件費、特許/会計/法務関連の支払報酬等、支払手数料等）として 1,450 百万円 ②2022 年 12 月から 2024 年 4 月までに止血材のペプチド原材料調達費用として 576 百万円

現時点における充当状況	上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりです。
-------------	--

(注) 詳細につきましては2022年9月30日付「第三者割当による第6回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第33回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

・ 第三者割当による第33回新株予約権の発行

割当日	2022年10月17日
発行新株予約権数	55,256個
発行価額	9,835,568円(本新株予約権1個当たり178円)
発行時における調達予定資金の額	2,059,833,168円
割当先	CVI Investments, Inc.
募集時における発行済株式数	58,996,919株
当該募集による潜在株式数	5,525,600株
現時点における行使状況	0株
現時点における調達した資金の額(差引手取概算額)	0円
発行時における当初の資金使途	①2023年1月から2025年4月までに事業運営費用(人件費、特許/会計/法務関連の支払報酬等、支払手数料等)として559百万円 ②2023年1月から2025年4月までに止血材のペプチド原材料調達費用として1,500百万円
現時点における資金の充当状況	上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりです。

(注) 詳細につきましては2022年9月30日付「第三者割当による第6回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第33回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

- ② 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等変更はありません。

(別紙1)

株式会社スリー・ディー・マトリックス
第7回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
発行要項

1. 社債の名称

株式会社スリー・ディー・マトリックス第7回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額

金 500,000,000 円

3. 各社債の金額

金 12,500,000 円の1種

4. 払込金額

各本社債の金額 100 円につき金 100 円

5. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

年率 2.0%

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

2023年3月16日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2023年3月16日

10. 募集の方法

第三者割当ての方法により、CVI Investments, Inc. に全額を割り当てる。

11. 本社債の償還の方法及び期限

- (1) 本社債は、2027年3月24日にその総額を本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。
- (2) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

12. 本社債の利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日（同日を含む。）から償還日（同日を含む。）までこれを付し、2023年9月16日を第1回の利払日としてその日（同日を含む。）までの分を支払い、その後毎年3月16日及び9月16日に、当該利払日の直前の利払日（第1回の利払日に関しては払込期日）の翌日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含む。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、各々その日までの利息計算期間相当分を支払う。但し、1年に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。なお、利払日に本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合も、当該利払日における本社債の利息は本号に従い支払われるものとする。
- (2) 利払日が銀行休業日にあたる場合は、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 利払日（本項第(5)号に規定する場合には償還日、本項第(6)号に規定する場合には当該本新株予約権の行使請求の効力発生日から7営業日目の日とする。以下本号において同じ。）に本社債の利息に係る弁済の提供がなされなかった場合には、当該利息について、当該利払日の翌日（同日を含む。）から弁済の提供がなされた日（同日を含む。）までの期間につき、年14.6%の利率による遅延損害金を付するものとする（当該利息及び遅延損害金をあわせて、以下個別に又は総称して「未払利息等」という。なお、未払利息等のうち、第13項第(3)号の規定により、本新株予約権の行使により交付（同号に定義する。）される数の算出に際して加算されたものについては、当社は、以後支払う義務を負わない。）。
- (4) 本社債の償還後は、利息は発生しない。
- (5) 本社債が、2027年3月24日よりも前に償還される場合、当該償還される本社債の利息は、当該償還日の直前の利払日（第1回の利払日より前に本社債が償還される場合においては払込期日）の翌日（同日を含む。）から当該償還日（同日を含む。）までの期間について、当該償還日に支払われる。
- (6) 本新株予約権が行使される場合、当該行使される本新株予約権に係る本社債の利息は、当該本新株予約権の行使請求の効力発生日の直前の利払日（第1回の利払日より前に本新株予約権が行使される場合においては払込期日）の翌日（同日を含む。）から当該効力発生日（同日を含む。）までの期間について、当該効力発生日から7営業日以内に支払われる。

13. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額に当該本社債の未払利息等（なお、疑義を避けるために付言すると、第12項第（6）号に定める当該行使請求の効力発生日の7営業日目の日を利払日とする利息は含まれない。）を加算した金額を本項第（4）号（ロ）に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(イ) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初 239 円とする。但し、転換価額は下記（ハ）及び（ニ）の規定に従って修正又は調整される。

(ハ) 転換価額の修正

2023年9月16日、2024年3月16日、2024年9月16日、2025年3月16日、2025年9月16日、2026年3月16日、2026年9月16日及び2027年3月16日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日に先立つ15連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額（1円未満の端数切り上げ）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の転換価額が133円（以下「下限転換価額」といい、下記（ニ）第③号、第④号及び第⑨号の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。

(ニ) 転換価額の調整

① 本新株予約権付社債の発行後、下記第②号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記第②号（ii）の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第②号（iii）に定義する取得価額等。また、下記第②号（iii）の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等）が、下記第②号において調整後転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、下限転換価額）に調整される。

② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第6回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第25回新株予約権、第28回新株予約権、第31回新株予約権、第33回新株予約権及び第34回新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合

調整後転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

- (iv) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合
調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (v) 本号(i)及び(ii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(i)及び(ii)にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日か

ら当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ③ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記第④号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{1株当たりの}}{\text{株式数}} \times \frac{\text{処分株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}} \\ \text{転換価額} \quad \text{転換価額}$$

- ④ 株式分割等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合

調整後転換価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 本号(i)及び(ii)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(i)及び(ii)にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- ⑤ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記第⑥号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、株式分割等による転換価額調整式とあわせて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たり特別配当}}{\text{転換価額} \quad \text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る基準日における各社債の金額当たりの本新株予約権の目的である株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ⑥(i) 「特別配当」とは、2027年3月18日までの間に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各社債の金額当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額をいう。
- (ii) 特別配当による転換価額の調整は、各特別配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。
- ⑦ 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- ⑧(i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、株式分割等による転換価額調整式の場合は調整後転換価額が初めて適用される日（但し、上記第④号(iii)の場合は基準日）、又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該剰余金の配当に係る基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第④号(i)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- ⑨ 上記第②号、第④号及び第⑤号記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株

予約権付社債権者」という。)と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑩ 上記第②号、第④号及び第⑥号の規定にかかわらず、上記第②号、第④号又は第⑥号に基づく調整後転換価額を初めて適用する日が上記(ハ)に基づく転換価額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な転換価額及び下限転換価額の調整を行う。

⑪ 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第②号(ⅴ)及び第④号(iii)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

2023年3月17日から2027年3月18日まで(以下「行使請求期間」という。)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。

- (イ) 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日
- (ロ) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求の方法

(イ) 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に

係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に第 19 項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。

(ロ) 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。

(ハ) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

(10) 当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

14. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

15. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但書及び会社法施行規則第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

16. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払場所）

株式会社スリー・ディー・マトリックス 管理部

17. 本新株予約権付社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

18. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告又は通知する。

(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、

本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

21. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

(別紙2)

株式会社スリー・ディー・マトリックス第34回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社スリー・ディー・マトリックス第34回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期間

2023年3月16日

3. 割当日

2023年3月16日

4. 払込期日

2023年3月16日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を CVI Investments, Inc. に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 4,000,000 株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割} \cdot \text{無償割当て} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。

- (3) 調整後割当株式数は、当社普通株式の分割又は併合の場合は、分割又は併合のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

40,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 219 円 (本新株予約権の目的である株式1株当たり 2.19 円)

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初239円とする。

10. 行使価額の修正

行使価額は、2023年3月17日を初回の修正日とし、その後毎週金曜日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）に、当該修正日に先立つ15連続取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正後の行使価額が133円（以下「下限行使価額」といい、第11項第(3)号、第(4)号及び第(9)号の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記第(2)号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第(2)号③に定義する取得価額等。また、下記第(2)号③の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等）が、下記第(2)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額）に調整される。
- (2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債乃至第7回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第25回新株予約権、第28回新株予約権、第31回新株予約権及び第33回新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合

調整後行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \times \text{1株当たりの} \text{処分株式数} \text{ 払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (4) 株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 株式の分割により当社普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ② 株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合
調整後行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (5) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(6)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (6)① 「特別配当」とは、2023年7月18日までの間に到来する配当に係る基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額をいう。
- ② 特別配当による行使価額の調整は、各特別配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。
- (7) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (8)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、株式分割等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(4)号③の場合は基準日）、又は特別配

当による行使価額調整式の場合は当該剰余金の配当に係る基準日にそれぞれ先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(4)号①の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(9) 上記第(2)号、第(4)号及び第(5)号記載の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(10) 上記第(2)号、第(4)号及び第(6)号の規定にかかわらず、上記第(2)号、第(4)号又は第(6)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

(11) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤及び第(4)号③に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2023 年 3 月 17 日から 2023 年 7 月 18 日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って 1 ヶ月以上の前の事前の通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することがで

きる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結した買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金219円とした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 小石川支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上